

令和5年度

板橋区児童相談支援事務職員（会計年度任用職員）採用登録案内

この採用選考は、板橋区子ども家庭総合支援センターで勤務していただく児童相談支援事務職員（会計年度任用職員）を任用するために実施するものです。

1 採用予定数・勤務場所

採用予定数	勤務場所
1名	板橋区子ども家庭総合支援センター（児童相談所） 所在地：東京都板橋区本町 24 番 17 号

※ 板橋区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設として、令和4年4月に開設しました。

2 職務内容

- (1) 電話の取り次ぎ
- (2) 会議資料作成等の事務に係る補助業務
- (3) 児童記録票等の整理
- (4) 郵送物、交換便等に係る業務
- (5) その他上記に付随する事項

3 受験資格

- (1) 児童福祉の促進に熱意のある方
- (2) 電話等による問い合わせ等に対し、適切に対応できる方
- (3) 事務処理（Excel や Word 等のパソコン操作を含む）において、基本的な能力を有する方

※ 地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は受験できません。（詳細は最終ページ参照）

4 任用期間

採用日から令和6年3月31日まで（予定）

※条件付採用期間あり（原則1か月）

※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ面接及び勤務実績等に基づく能力実証の結果が良好であると任命権者が認めた者については、再度任用される可能性があります（再度任用を保障するものではありません）。

5 勤務条件

- (1) 報酬額 時間額 1,213 円（地域手当相当分を含む）
※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
※ 通勤に係る費用は実費を支給します。（1か月の上限額：55,000円）
※ この他に基準を満たした場合には、期末手当の支給があります。
※ 原則として翌月15日に金融機関口座に振り込みます。
- (2) 勤務日 月 16 日勤務

(3) 勤務時間（休憩時間を除く）

8時30分から17時30分までの間で、1日7時間45分勤務

(4) 休憩時間 1時間

(5) 週休日 原則、土曜日、日曜日、祝日

※週休日は、勤務表（シフト表）によって、4週間ごとに定める。

(6) 休日 祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日、その他規則で定める日

(7) 休暇 年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等が設けられています。

(8) 時間外労働 原則なし（業務の繁忙時期により、発生する場合があります。）

(9) 加入保険 雇用保険、厚生年金、健康保険

(10) その他勤務場所における特記事項 勤務場所は建物内・敷地内ともに禁煙

6 申込方法

「**板橋区児童相談支援事務職員（会計年度任用職員）採用選考申込書（兼履歴書）**」に必要事項を記載のうえ、下記のとおり郵送または直接持参にてご提出ください。

郵送申込	封筒の表面に「児童相談支援事務職員採用選考申込」と朱書きし、 必ず簡易書留で送付 してください。なお、普通郵便による事故については、責任を負いません。
持参申込	窓口での受付時間は土曜・日曜・祝日を除く9時から17時までです。

※申込書は返却いたしません。

※申込書は今回の選考のみに利用し、その他の目的には利用いたしません。

7 申込先・問い合わせ先 ※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

板橋区子ども家庭総合支援センター 援助課 運営係

〒173-0001 東京都板橋区本町 24 番 17 号 電話 03-5944-2374

※問い合わせの際には、「児童相談支援事務職員（会計年度任用職員）採用選考について」の旨をお伝えください。

※持参の場合は、板橋区子ども家庭総合支援センター 1 階総合受付にてお声がけください。

8 板橋区子ども家庭総合支援センター案内図

【交通アクセス】

都営三田線「板橋本町駅」下車 徒歩 7 分

東武東上線「中板橋駅」下車 徒歩 20 分

国際興業バス「大和町」下車 徒歩 7 分



【参考】地方公務員法 第 16 条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心身耗弱を原因とするもの以外）。